慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国労働界の三角同盟
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.11 (1919. 11) ,p.1414(28)- 1432(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19191101-0028
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19191101-0028

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國勞働界の三角同盟

堀江歸一

一

英國には職工組合の一附屬機關として、職工組合一般聯合會(The General Federation of Trade Unions)なるものあり。同會は千八百九十九年の創立に係り、結社權の維持、和解の進捗、罷業中の勞働者に對する援助等を目的とし、百四十一の職工組合を附屬の機關に充て、組合員の數亦百十五萬八千八百六十四人に上り、時に同盟罷業に際して、罷業者に爭議惠與金を支辨することありと雖も、其社會に於ける勢力に至つては、必ずしも大なりとする能はず。其然る所以は聯合會が所屬各組合の爲さんとする政策に對して、何等の監督權を有せざるに基くものとす可し。勞働者が職工組合の勢力を張りて、資本家に對抗するの必要ある今日、斯く一團體に諸種の勞働者を網羅したるものを以てして、能く其目的を達す可きに非ず。此點に顧みて、新に組織せられたるは、即ち三角產業同盟なるものにして、千九百十四年四月を以て成立し、同盟中に約八十萬の組合員を有する大英國坑夫聯合會、約三十萬六千の組合員を有する鐵道從業員國民組合、約三十萬の組合員を有する國民運送業勞働組合の三者を包含したり。此三角同盟は其包容する各種產業の勞働者が個別的に行動する爲めに生ずる不利益を回避するの目的を以て、組織せられたるものとす可く、隨て是等產業の一に同盟罷業の起れるときには、他の二種の產業に於ける勞働者は假令ひ勞働の意思を有するも、事實勞働する能はざるに至る可く、更に一歩を進めて此勢を利用し、自ら罷業して、以て他の罷業者を援助せんとするもの、三角同盟成立の端緒なりとす。始めて此計畫を實行せんとしたるは、大英國坑夫聯合會にして、其業務執行委員は直に自己の組合と勞働條件の類似したる鐵道從業員國民組合並に國民運送業勞働者組合を促して、同盟を組織し、他日を以て他の諸組合をも網羅するの希望を藏したるものとす可し。而して上記三組合の業務執行委員は千九百十四年四月の會議を第一回として、會則決定の爲めに、協議を重ね、結局千九百十五年十二月九日の聯合協議會に於て、左記九個條の會則を決定す

るを得たり。

第一、國民的性質を有する事項又は主として主義に關係を有する事項は之を聯合團體の協議に付す可し。但し共同の運動は爭議中の事項が關係組合の業務執行委員會の承認を經るまで、實行せられざること、

第二、三組合の業務執行委員の二者が特に召集せられたる會議に於て共同の動作を必要とする決議を爲したる場合に、共同動作の行はる可きこと。

第三、各組合の一は各自組合の爲めに行動する完全なる自主權を留保すること。

第四、以上の諸條件の具備せられざる場合に於ては共同動作を爲すの義務を生せざること。

第五、三組合の業務執行委員會は毎半年を期して、召集せらるゝこと。

第六、各組合を代表する二名の委員を以て、諮問委員會を組織すること。

第七、聯合團體は個々の組合に對して、完全なる監督を施すに、努力す可きこと。

第八、事務費は所屬組合の組合員一千名に對し十志の割合を以て、徵收すること。

第九、共同の動作は問題に上れる事件が三組合の議に付せられ、各組合の規則に定むる所に依て、決せられたる場合に、始めて實行せらる可きこと。

以上の諸項を通覽して、吾人は如何なる感を懷くを以て、至當なりとす可きか。

世人或は三角產業同盟を解して、同盟罷業を計畫するの外に、他あるを知らざるものとし、以て之に非難を加ふが如しと雖も、三角同盟の期圖する所は三種又は將來に於ては、其以上の組合の實力を連結して、以て限りなく增進する資本家の勢力に當り、斯くて資本と勞働とを對等の地位に置かんとするものに外ならず。其之を置くに就ては、武器として同盟罷業を試みることある可く、而して三種の組合に屬する勞働者が一擧に罷業を爲すは即ち同情的同盟罷業の形態に出づるものとす可し。三角同盟に對して、攻擊の加へらる可きものありとすれば、此同情的同盟罷業を誘發するに至るの一事を以てするの外なきものと想像せざるを得ず。然れども同情的同盟罷業のものたる、彼の一般的同盟罷業若しくは總同盟罷業とは趣を異にし、其行はるゝに就て、根據の存することを知らざる可からず。蓋し同情的同盟罷業は「一人に對する危害は總ての人に對する危害なり」"An injury to one is the injury to all." と云ふ格言に基き、之を必要とする念慮の勞働者の腦裡に浸潤する

や、頗る深きものあり。千九百十四年來常に英國勞働界に於て問題と爲る三角同盟に就て考ふるも、既に三種組合に於ける勞働者の勞働條件の類似したるものある一方に、三種の事業亦相關聯することの深き以上は、一の事業に於ける勞働條件にして改善せられたりとせんか、其效果の及ぶ所は決して當該事業に從事する勞働者のみに限らるゝものに非ず、必ず類似の事業又は相關聯する事業の勞働者にも之を及ぼすものと認めざる可からず。今一の事業に於ける勞働者が勞働條件を改善するの目的を以て、敢て同盟罷業を企て、幾多の危險を賭して、改善の目的を達したる場合に、他の事業に於ける勞働者が何事をも爲さずして、漫然條件改善の效果に浴するが如き、利害を共にする勞働者全體の見地より云はんか、理に於て公正ならざると共に、情誼に於て缺くるものあるの嫌を免かれず。勞働者をして勞働者全體の利害に殉せしむるには、一部の勞働者が全體の勞働者に利益を及ぼす行動に出でたる場合に、他の勞働者をして之を援助し、容易に目的を達成せしめざる可からず。同情的同盟罷業の論據とする所は即ち茲に存し、勞働運動の一種として、承認するに値す可きや、論を俟たず。其濫に社會を騷がすの故を以て、之を拒否するが如き、當れりとする能はざるなり。

二

然らば三角產業同盟は勞働團體として、勞働者階級の利害を左右するに就て幾何の勢力を有するや。此點に就ては、同盟を組織する三個の組合を分解して、批判する所なかる可からず。大英國坑夫聯合會が英國に現存する諸種の組合中、最も大なる實力を有するの事實は數字上に於て之を說明するに難からず。八十萬人に近き組合員と七十五萬六千磅を超過する基金とを擁し、一方に六十三萬二千磅の收入を收納して、他の一方に略ぼ同額の各種惠與金を支辨するが如き、其一斑を說明するものとす可し。從來聯合會の職務とする所は(一)組合員に有利なる立法の制定を期圖し、(二)訴訟に臨んで、援助を與へ、(三)政治上に勞働者の代表を選出するに就て、費用を支辨し、(四)賃銀其他坑夫の勞働條件を保護向上するの方便を確立し、(五)上記諸目的を達する爲めに、會議を開催し、又資金を醵集するの諸點に外ならざりしが、上記產業三角同盟成立し、坑夫聯合會亦同盟の一員と爲るや、坑夫聯合會の綱領とする所は自ら變調を呈し、幾多の方面に於て、急進的色彩を帶ぶるに至れる

ことを否定する能はず。其綱領は産業に關するものと、政治に關するものとの二種に分たる。前者は左の如し。

(一)坑夫の爲めに、最低賃銀制度を厲行し、全國炭坑業を通じて、良好なる勞働條件を畫一にし、大英國坑夫聯合會の會員を擴張して、坑夫に組合所屬以外の者なからしむるを期すること。

(二)坑夫の蒙れる傷害に對する賠償法を改良すること。

(三)炭坑に於ける災害豫防の設備並に監視制度を完全にし、監視員には官吏の外に、現實に坑夫たる者を加ふること。

(四)鑛山從業者の爲めに、仕事、住居並に生活の標準を向上すること。

(五)國民的和解機關を組織し、炭坑業に於て同日に總ての契約を終了する協定を成立せしめ、且つ最低賃銀の引上を條件とする場合の外、新協定を成立せしめざること。

次に政治上の方面に於ける綱領として、坑夫聯合會の主張したる所は、(一)勞働事務大臣の任命、(二)オスボーン判決の廢棄、土地、鑛物、鑛山、鑛物採掘權、鐵道等を産業上の利益の爲めに、國有とすること、(三)家主たる鑛業主が罷業中の坑夫に立退を請求するを禁ずること、(四)住家改良計畫を實行すること、(五)養老年金を增額し、併せて年齡の制限を低下すること、(六)鑛山の勞働條件を改良し、鑛山に於ける災害を救助する目的を有する基金の剩餘を國有とすることの諸點に外ならず。故に坑夫聯合會が鑛山の國有を主張したること明白にして、而して國有制度實行の半面に於ては、勞働者が産業に對する管理權を掌握するの意あることを否定す可からず。而して三角同盟の一部分にして、又今回の大罷業に於て主動者たるの地位に居る鐵道從業員國民組合に至つては、實に産業管理權の要求を標榜し、其實現を期待しつゝあるものなり。以下鐵道從業員國民組合の組織並に綱領に就て、説明を試みんとす。

三

鐵道從業員の組合は英國に於て夙に其端を發したるが、今回大同盟罷業の主動者として、世界を震撼せしめたる鐵道從業員國民組合は千九百六年在來の鐵道從業者聯合會が、何等組織なき鐵道勞働者の間に、職工組合主義を擴張するを必要と

するの運動に基き、更に千九百十年より同十二年に至る間の勞働爭議に於て、組合の勢力の不充分なる事實に刺戟を受けて、千九百十三年三月三個の鐵道從業員組合を合し、以て今日に至れるものにして、組合成立當初に於ける組合員數十七萬人、千九百十四年十二月に於ける二十七萬三千三百六十二人に對して、千九百十五年十二月には三十萬六千三百五十人と爲り、一方に會計狀態に就て、千九百十三年と同十四年とを比較するに、收入は十九萬九千二百九十七磅より二十四萬三千四百一磅に、基金は四十七萬六千四百三十五磅より五十七萬四千四百二十六磅に增加したり。斯く鐵道從業者組合並に大英國坑夫聯合會の發達するや、其インダストリヤル、ユニオニズムの形態を有するの故を以て、所謂クラフト、ユニオニズムの形態を有する各種組合と衝突するを免がれざりしが、運搬夫組合も亦同一の形態に於て組織せられ、三角同盟の一部と爲れるは、大勢の命ずる所とせざる可からず。他の二者と異なり、鐵道從業員國民組合には國民保健部なるものあり、又若干の共濟基金ありと雖も、是等は組合の從たる職分を盡すの方便たるに止まり、其主たる職分は三角同盟の一員として、全國に於ける鐵道從業者を統一し、各員の勞働條件を保護改善し、傭者と勞働者との關係を改善するに就て、勞働の總廢棄を一の方便とし、帝國議會並に地方議會に於ける代表者選出に依て、勞働者の利益を發揚し、不法なる取扱若しくは勞働爭議に依て、失業したる者に援助を與へ、組合員の就業に就て適當の助力を加ふるの諸點に外ならず。鐵道從業員組合の爲さんとする所にして、以上の諸點に止まらんか、職工組合の普通の職分に聊か政治上の職分を加味したるに止まれりと雖も、是等以外に同組合は一の大なる理想を有し、之を實現するの用意を藏することを知らざる可からず。即ち鐵道從業員組合は年來鐵道國有協會と特殊の關係を有し、聯合會議を開催するもの一再に止まらざるが、千九百十四年の會議に於ては、左の如き決議を公にしたり。

本會議は國有鐵道制を可なりとする從來の議決を承認し、又王立委員會に於て、組合の業務執行委員が證言を與ふるを認許すると同時に、國有鐵道制にして、勞働者に完全なる政治上並に社會上の權利を保證せず、鐵道の安全有效なる經營に就て、或る程度の監督と責任とを勞働者に許容せず、鐵道の經濟的科學的管理に依て生ずる利益に對して、勞働者の參加を許さゞるものならんか、之に反對す

ることを表明す。

更に千九百十六年の會議に於ては「本會議は政府が全然鐵道を國有とし、且つ鐵道の經營に職工組合を參加せしめて、鐵道從業者自ら其生活並に仕事の狀況を左右するを必要とす」とし、續ひて千九百十七年の鐵道從業員組合地方會議に於ては「本會議は戰時國民の利益を主眼として、鐵道の國有に供せられたる事實に顧み、將來鐵道の私有に復歸せざるを必要とするの意見を有す。而して國民全體の利害より判斷すれば、鐵道が國家並に鐵道從業員國民組合の代表者に依て、共同的に管理せらるゝを必要とす」と決議したるが如き、鐵道從業員が所謂ギルド、ソーシャリズム若しくはナショナル、ギルドの思想を實現するに基くものとす可く、今や彼等の要求が單純なる勞働時間の減縮や、賃銀の增率に止まらず、是等以外に、目標とするものゝ存することを知るに難からざるなり。

四

三角同盟に屬する三個の事業が相互に關係を有することの程度は自ら同盟を組織するに至れる理由若しくは組織後に於ける行動の如何を判斷するに、有力なる資料たる可きものなり。蓋し同盟組織の原因に就ては、大英國坑夫聯合會の會長にして、又同盟の盟主たるロバート、スミリー氏の所說を窺へば、之を明瞭にするを得べし。即ち曰く鐵道制度に於ける同盟罷業は直に坑夫並に運搬業勞働者に大なる影響を及ぼすに至る可く、是等三事業の一に、同盟罷業の起れるときは、他の二事業に於ける勞働者は事を共にするか、然らずんば手を拱して、害を蒙る可きのみ。三角同盟の基礎を成す一の思想は是等の大なる鬪爭的機關は各自大規模の運動に着手する以前に、其プログラムを制定し、他に之を提示し、共同の案件の下に、共同の動作を爲す可きの一事に外ならす。今や資本家は職工組合主義を攻擊する目的を以て、一の組織を成し、又組合の發達に對する防禦物たり。他日或る機會にして到來せんか、同盟の一角は熟慮の後に、同情的同盟罷業の擧に出づ可く、如何なる場合に於ても、大規模なる共同動作の效果は迅速確實にして、既往に於て勞働爭議に免かるゝ能はざりし損失は將來に於て、之を回避するを得べしと。之を千九百十二年中の統計に徵するに、英國に於て產出せらるゝ石炭二億六千萬噸の八割は鐵道並に一般運送業の勞働に依て、取扱はるゝものなるが故に、坑夫が其採掘

を辭し、鐵道從業者並に運搬夫にして、其輸送分配を拒まんか、三者共に交互に損失を蒙らざるを得ざると共に、能業の社會を震撼するの力亦大なるものなる可し。而して三種の組合が同盟の下に能く今日の結合を致したるは、三種の組合員に共通の事情の存するものなると同時に、是等三種の事業が何れも統一あり、組織ある資本家の支配下に居り、動もすれば資本の勢力の勞働者に及ぶものあることを以て、一の原因とせざる可からず。

産業三角同盟の成立して、將に其綱領に據る運動に着手するや、偶々歐洲戰爭に際會して、所謂産業上の休戰時代に入り、世を擧げて、國家の爲めに、各自の利害を犧牲に供するを辭せざるに至れるを以て、産業三角同盟亦何事をも爲さず、所謂滿を持して、放たざるの趣ありき。現にスミリー氏の如き、千九百十六年版の勞働年鑑に於ける寄書の一節に於て「吾人は傭者の勞働者に加ふる攻擊を待望するを得べし。然らば戰時の今日こそ、吾人は平和克復の日に來る可き産業上の衝突に準備せざる可からざるや、論を俟たず」と云ひ、將來に於ける活躍を期したるが、愈々講和條約の成立に臨むや、三角同盟は先づ戰時中斷せられたる職工組合規約の復舊、産業的徵募の政策並に復員諸計畫に就て、活動の端を開かんとし、而して是等の政策を律する根本方針として、漸く其眞骨頭を發揮し來れり。即ち彼の大英國坑夫聯合會の主張する鑛山、鑛物採掘權並に運輸諸機關を國有に移し、且つ國有後に於て、是等諸機關の管理に就て、三角同盟に屬する組合自ら之に當るに非ざれば、一擧總同盟能業を計畫して、一兩日以内に國民的活動を沮害することを聲言して、已まざるが如き、其一例にして、最近英國に襲來したる勞働爭議殊に大規模能業の事實に徵せんか、上記の事たる一場の聲言に止まらざりしの觀ありとす。而して政府が産業三角同盟若しくは同盟の一部分たる職工組合の行動を支配する能はず、又彼等と協調することすら爲す能はざるは、要するに勞働者が官憲を以て、常に一部階級に私するものなりとの見解を懷くが爲めに外ならざるなり。吾輩は本誌前號所載論文の末尾に於て、今日英國の勞働黨が社會に對して要求する所は(一)國民的最小限度の一般的廣行、(二)産業の民主的管理、(三)國家財政に於ける革命、(四)一般の利益に對する剩餘財の收用等に存することを指摘したり。思ふに今や英國の全天地を蔽ひつゝある同盟能業の如き、假令ひ一時の手段に依て、其結末を告ぐること

ありとするも、勞働爭議は結局勞働黨の主張しつゝある上記四個條の全部又は其或るものを實行するに非ざれば、解決を期する能はざるものと認む可きか、茲に於てか勞働黨が將來の社會を改造するに就て、所謂四本の柱とするものが如何なる價値を有するやを知るは、極めて必要なり。左に勞働黨の發表したる報告書に就て、之を研究す可し。

一、國民的最小限度の厲行。是れ勞働黨が今日社會改造の第一義とする所にして、之に依て商工業の好景氣の時たると、將た又其不景氣の時たるとを問はず、社會の各員に健全なる生活並に價値ある國民たる生活を維持するに必要とする所のものを保證せんとす。一方に勞働黨は總ての男女に對して、適當なる職業を供することを以て、政府の任務なりと信ず。固より政府は此職務を慈善其他の團體に委託す可からず。此點に關する勞働黨の政策は一方に職工組合を利用し、他の一方に勞働取引所を利用するの二點に重きを置き、又失業防止の方法としては、政府が土地開發、道路修築、植林の如き事業に着手するの必要を認むれども、尙ほ失業の發生するものあらんか、政府は宜しく職工組合の失業組合員に支給する失業惠與金の一部分（少なくとも半額）を補助し、以て失業者の救助に遺漏なからしむることを期せざる可からず。

二、產業の民主的管理。勞働黨が他の政黨に比較して、著しく其政綱を異にするは、民主政治の原則を徹底的に適用するの一事にして、之を經濟上の方面に就て言はんか、產業の管理權を其個人たると、法人たるとを問はず、總て私人の資本家より奪ひ、手に依り、又頭腦に依て働く人をして單に社會の爲めにのみ働かしめざる可からず。茲に於てか勞働黨が今日の產業組織に對して希望する所は生產の方便を共同の所有に移し、生產に寄與したる者の間に、生產物を公平に分配し、公益の目的を以て、總ての仕事を管理する諸原則の下に、國家の產業を改造するの一事に外ならず。故に此見地に基き、勞働黨は鐵道、鑛山、電力等を即時に國有に移し、一方に現行國民健康保險の趣意を全うする爲めに、營利的保險會社を國家に收用し、市營事業の規模に就ても亦擴張する所なかる可からず。

三、財政に於ける改革。英國の財政は舊來永く有產階級の所望に支配せられたり。今回の戰爭に於て、巨額の軍事費を要し、之に對する收入調達の方便を求むる

や、政府は勞働黨の抗議に拘はらず、租稅の收入に求むるもの、纔に四分の一にして他の四分の三は盡く之を公債の收入に仰ぎたり。今や戰爭終熄して、富の分配狀態著しく變動し、合衆王國に現存する富の十分の九は人口の十分の一に依て、占有せられ、彼等は戰前よりも、多額の利子配當を收受するの地位に居れり。斯る狀況に適應して、財政制度を改新するには、如何なる方法を以てす可きか。勞働黨は總て家族の生活に於ける國民的最小限度の標準を蠶食せず、有用なる人身上の努力に打擊を及ぼさず、生産に妨害を加へず、犧牲の程度を均等にして、以て政府に收入を供ふるを必要なりとし、一方に代價の騰貴を惹起して、消費者を苦しめ、他の一方に資本家並に地主を利する保護關稅を排斥し、食物其他生活必需品の代價を上進せしむる租稅に反對し、其海關稅たると、物産稅たるとを問はず、消費稅は之を奢侈品に限るの諸點を以て、租稅政策の要旨とし、國債償還の財源を得るに必要なる方便としては、生存中並に死後に於ける私人の富に對する直接課稅を以て、之に充てんとす。

四、剩餘財の收用。從來の經濟組織に於ては、富者は各種の富を收用し、之を所謂

懶惰なる富裕階級の無意義の奢侈に供して、憚る所なかりき。勞働黨は此狀態に對して、痛烈なる抗議を致すことを辭せず、勞働黨の所信を以てせんか、斯る剩餘財は之を個人の富を大ならしむるの用に充てず、寧ろ社會公共の用に充てざる可からず。其方法としては、國有並に市有に依て、剩餘財を國家又は公共團體に收用せしむる一方に、私人の所得又は財産に對して、高率なる累進課稅を爲すを得べく、斯くて國家に收用せられ、又蓄積せられたる財は之を公正なる利率にて、企業者に融通し、今日彼等が高利を徴收する金融業者に苦められつゝあるの弊害を絶つも可なり、或は病傷老廢保險制度に改良を施し、保險金の寡小なる現狀を匡正するも可なり。要するに一部の階級に專占せられて、其階級を過度に富ましめたる餘剩財を社會公共の用に移すことを以て、勞働黨の主義とせざる可からず。

以上勞働黨の報告書に基き、同黨の所謂「四本の柱」と稱するものに就て、大略の説明を試みたり。今回英國の鐵道業に起れる同盟罷業が如何なる程度まで斯る勞働黨の主張と聲息の相通ずるものありや、抑も又産業界に於ける三角同盟は將來に如何なる行動を爲す可きや。上述したる所に據つて、是等の諸點を判斷せんか、

假令ひ鐵道罷業は終熄を告げ、勞働者の側より之を見れば、殆ど龍頭蛇尾の觀を呈するに過ぎざりしと雖も、之を以て直に英國勞働界の安定を得たるものとする能はず、少なくとも其安定を實現するには、勞働者の團體に產業管理權を與へたるの時を待たざる可からざるなり。

デヴィド・ヒューム の經濟學說（一）

高橋誠一郎

一

英國の產める最大なる哲學者 David Hume（一千七百十一年四月二十六日生——同七十六年八月二十五日死）は深く心的運動の秘奧に穿入し、而して其努力は世界に對する人間の地位に於けると等しく其精神生活の內面に重大なる變化を成就せり。彼に從へば「有らゆる科學は大小の相違こそあれ、必ず人性に對して一定の關係を有するものにして、其內の或る者が之を離れて馳すること如何に遠きの觀あるも、彼等は常に一定の徑路に依りて之に復歸するものなること明かなり。數學、物理學、及び自然宗敎の如きすら、彼等が人々の認定の下に存し、彼等の勢力及び能力に依つて斷定せらるゝが故に、幾分人間の科學に屬するものなり。（中略）。斯くて數學、物理學及び自然宗敎等の科學にして這般の從屬を人知の上に有すとせ